

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 12

不利益処分の内容		医業類似行為者に係る施術所の使用制限等
根拠法令及び条項		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の2第2項
処 分 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>医業類似行為者については、第8条を準用する。 医業類似行為者の施術所については第11条第2項を準用する。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)